

## 米子市監査委員告示第3号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月11日

米子市監査委員 野坂正史  
米子市監査委員 植田昭  
米子市監査委員 中田利幸

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

農林課

#### 3 監査対象の概要

農林課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 農業の振興に関すること。
- (2) 農作物の災害及び病虫害に関すること。
- (3) 農業関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定めるところにより市が処理することとされた化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の規定に基づく事務に関すること。
- (6) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(平成14年環境省令第28号)の規定に基づく事務に関すること。

- (7) 土地改良事業に関すること。
- (8) 農地及び農業水利の調整に関すること。
- (9) 農業用の用排水路、農道及びため池に関すること。
- (10) 林業の振興に関すること。
- (11) 森林の整備に関すること。
- (12) 市有林の管理に関すること。
- (13) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた森林法(昭和26年法律第249号)の規定に基づく事務に関すること。
- (14) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (15) 市民農園に関すること。
- (16) 県事務処理特例条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第16号)で定めるところにより市が処理することとされた森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)の規定に基づく事務に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況(令和3年11月末日現在)は、別表のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の範囲

主として令和3年4月1日から同年11月末日までに執行された財務に関する事務

##### (2) 監査の期日

令和4年1月28日

##### (3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭

##### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

## 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

### (1) 予算の執行と経理事務

- ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- イ 旅行に関する事務については、旅行命令書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ウ 収入に関する事務については、次のとおりであつた。
  - (ア) 使用料及び諸収入においては、納入期限日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
  - (イ) 県支出金においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 原材料費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ス 積立金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- セ 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ソ 特殊勤務手当に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- タ 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備事務については、農林課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項は符合した。

イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

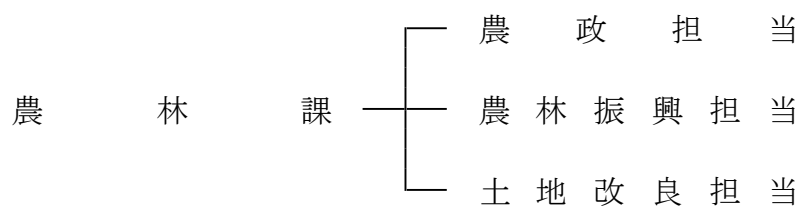
ウ 普通財産の貸付け及び借受けに関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年11月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
農 林 水 産 業 費 分 担 金	9,360,110	3,464,395	3,464,395	0	37.0	100.0
農 林 水 産 業 使 用 料	331,000	295,335	295,335	0	89.2	100.0
農 林 水 産 業 手 数 料	7,000	2,450	1,400	1,050	20.0	57.1
農 林 水 産 業 費 国 庫 委 託 金	766,000	435,541	435,541	0	56.9	100.0
農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	271,089,370	222,042,461	91,540,796	130,501,665	33.8	41.2
農 林 水 産 業 費 県 委 託 金	19,543,000	0	0	0	0.0	—
利 子 及 び 配 当 金	209,000	207,500	207,500	0	99.3	100.0
生 産 物 売 払 収 入	4,424,000	0	0	0	0.0	—
基 金 繰 入 金	536,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	3,197,000	612,310	172,900	439,410	5.4	28.2
農 林 水 産 業 債	166,100,000	0	0	0	0.0	—
合 計	475,562,480	227,059,992	96,117,867	130,942,125	20.2	42.3

※繰越額を含む。

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
農 業 総 務 費	216,393,000	143,007,648	133,442,114	82,950,886	61.7	93.3
農 業 振 興 費	238,364,350	157,582,612	102,928,873	135,435,477	43.2	65.3
農 地 費	325,234,039	211,823,936	54,329,036	270,905,003	16.7	25.6
畜 産 業 費	19,916,000	12,600	12,600	19,903,400	0.1	100.0
林 業 総 務 費	26,927,000	24,310,526	15,878,118	11,048,882	59.0	65.3
林 業 振 興 費	34,167,000	26,220,729	15,085,279	19,081,721	44.2	57.5
合 計	861,001,389	562,958,051	321,676,020	539,325,369	37.4	57.1

※繰越額を含む。